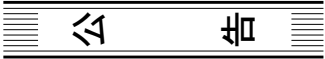


Hydrangea L.	なゆたん	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野 堂2丁目4番2号	第38372号 令和8年1月 26日	”	”
”	ざくろん	”	第38373号 令和8年1月 26日	”	”
”	SAGA01	未来アグリス株式 会社 愛知県長久手市山 越606番地 富岡和彦 佐賀県唐津市七山 藤川334番第1番 地	第38568号 令和8年5月 25日	”	”
”	SAGA02	”	第38569号 令和8年5月 25日	”	”
Lolium multiflorum Lam. ssp. italicum (A. Br.) Volkart	だいごろう	国立研究開発法人 農業・食品産業技 術総合研究機構 茨城県つくば市観 音台三丁目1番地 1	第38480号 令和8年3月 24日	”	”
Vitis L.	クロレーヌ	”	第38493号 令和8年3月 30日	”	”

Ⅲ 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農
林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属す る農林水産植物 の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は 名称及び住所又は 居所	品種登録出願 の番号及び年 月日	指定 地域	生産する 行為を制 限する旨
Fragaria L.	しずおか とう 静岡16号	静岡県 静岡県静岡市葵区 追手町9番6号	第38511号 令和8年4月 13日	静岡県	指定地域 以外の地 域におい て種苗を 用いるこ とにより 得られる 収穫物を 生産する 行為を制 限する。
Glycine max (L.) Merr.	たんはく 丹白	若竹洋介 兵庫県丹波市青垣 町山垣1805－1	第38448号 令和8年3月 4日	兵庫県 丹波市	”



破産手続開始及び免責許可申
立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第71号

岩手県北上市相去町下寒田清水28番地3
債務者 松田 敬子
1 決定年月日時 令和8年8月24日午後4時30
分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 作山 直輝
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年11月27日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和8年（フ）第82号

岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第7地割46番地
3、旧住所岩手県盛岡市箱清水1丁目18番7
号 有料老人ホーム・セカンドきらら
債務者 上祐 広充
1 決定年月日時 令和8年8月24日午後4時30
分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 亮
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年10月30日午前11時
5 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和8年（フ）第38号

山形県酒田市亀ヶ崎6丁目6番3号 エト
ワールミュア101号
債務者 渡辺ジュン
1 決定年月日時 令和8年8月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾形 稔
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年11月30日午後2時45分
5 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和8年（フ）第18号

神奈川県座間市栗原中央1丁目21番35号
債務者 高橋 眞悟
1 決定年月日時 令和8年8月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾崎 隆
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年10月27日午後2時
5 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第34号

山梨県富士吉田市竜ヶ丘3丁目1番9号
シャンテ藤本305
債務者 法師人貞臣
1 決定年月日時 令和8年8月24日午後4時45
分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 分部 祐子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年11月18日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和8年（フ）第141号

滋賀県彦根市彦富町348番地25
債務者 槇谷 剛生
1 決定年月日時 令和8年8月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田嶋明日香
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年11月2日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和8年（フ）第2964号

大阪府都島区高倉町1丁目8番13－511号
債務者 上田 雅夫
1 決定年月日時 令和8年8月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 得田 英伺
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年11月9日午後2時20分
5 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
大阪地方裁判所第6民事部